

## TCCカード会員規約

### 第1条(名称・運営)

本会員組織は「TCCカード」と称し、その運営には高松カントリー倶楽部株式会社(以下、「会社」という)があたり、入会受付及び会員に対してのポイント付与・商品券の発行・受付等、及び会員情報の取扱いの業務を行います。

### 第2条(会員)

本規約を承認の上で所定の入会手続きを行い、会社が承認しTCCカード(以下、「会員証」という)を発行した個人をいいます。

### 第3条(年会費)

入会金、年会費は無料です。

### 第4条(入会手続)

所定の入会申込書に必要事項を正しくご記入のうえ、ゴルフ場フロントへご提出いただくか、会社のホームページにて必要事項を正しくご記入の上送信頂きます。会社にて確認の上、会員証を発行いたします。会員登録を希望する方が会員証を受領した時点で正式にご入会頂いたものとなります。会社は、申込者が以下の項目に該当する場合、入会申込を承認しない場合があります。

- 1.入会申込内容に虚偽、誤記、記入漏れがあった場合。
- 2.暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等である場合、または、過去においてこれらの者であった場合。
- 3.その他、会社が会員とすることを不適当と判断する場合。

### 第5条(会員に付与される特典及び会員証)

1. 会社は、会員に対して以下の特典を付与します。
  - (1)第6条に定める本件ポイントの付与
2. 会員証は、記載された本人のみが利用でき、理由の如何を問わず、これを他人に譲渡もしくは貸与することはできません。また、会員が複数の会員登録をしている場合であっても、会員はそれぞれの会員登録において付与されたポイントを合算して利用することはできません。
3. 会員証の紛失や盗難により第三者に不正利用されたことが発覚しても、会社はその責を一切負わないものとし、カードの紛失及び盗難の場合、同会員証及び第6条に定めるポイントの再発行はいたしません。

### 第6条(ポイント)

#### 【ポイント加算】

1. ゴルフ場でのお支払い金額の100円につき1ポイント(会員本人が実際に支払った金額に限る/100円未満切り捨て)を当該ゴルフ場での精算時に加算させていただきます。ポイント加算にはご精算時に会員証をご提示いただく必要があります。また、精算終了後に本件ポイントを付与することはできません。
2. 下記については、本件ポイント対象外となります。
  - ・本件ポイント付与対象施設のご利用分。
  - ・たばこ、金券類(商品券、割引券、ギフト券、チケット、プリペイドカード等)への入金、切手、印紙等)
  - ・ポイントを利用して支払われた代金。
  - ・飲料販売機でのお買い上げ、駐車場料金等。
  - ・送料、会費、年会費、入会金、売掛の入金等の役務。
  - ・その他会社がポイント対象外と指定する施設、商品、役務等。

#### 【ポイント利用またはポイント交換】

1. ゴルフ場において累積ポイント500ポイントごとに500円としてその場でご利用が出来ます。
2. 本件ポイント利用は、会員様の累積ポイントより差し引きます。
3. 本件ポイントは現金と交換できません。
4. 本件ポイント利用または交換する際は、会員証の提示が必要になります。会員証の提示が無い場合は、管理上の都合上、本件ポイントを利用または交換することはできません。

#### 【本件ポイント有効期限】

本件ポイントの有効期限は、会員によるゴルフ場の最終ご利用日、かつ本件ポイント最終ご利用日から1年間とします。有効期限を過ぎた場合、会員証上、累計ポイントの印字が残っていたとしても実際の利用累計ポイントは消滅いたします。

### 第7条(変更事項の届け出)

会社に届けている住所や連絡先等に変更があった場合、入会申込ゴルフ場利用の際にフロントまでご連絡ください。

### 第8条(退会)

会員はその申出により何時でも退会できるものとします。また、会員が以下に該当する場合、会員は自動的に退会するものとします。その場合も会員証を返還しなければなりません。

1. 本カード情報の最終更新日から2年経過するまでの間、会社が定める方法で本カードの情報が更新されない場合。

### 第9条(会員資格の取消し)

会員が以下の項目に該当する場合、会社は事前に通知することなく、ただちに会員資格を停止または、取り消すことができます。

1. 会員が死亡した場合。
2. 入会申込内容に虚偽の申込を行ったことが判明した場合。
3. 会員が本規約に違反した場合。
4. 会員証を本人以外が使用した場合。
5. 会員が暴力団等反社会的勢力であると認められた場合。
6. 暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等と同伴プレーや紹介をしたとき。
7. その他本事務局において処分が必要とする行為があったとき。

### 第10条(会員の事故等)

会員は、自己の責任と危険負担において施設等を利用することとし、利用中に生じた盗難、傷害等の事故について、会社は一切責任を負いません。

### 第11条(解散)

「TCCカード」は、会社の都合により、事前に会員に対しその旨を会社自らが適当と判断する方法で会員にその旨を通知、または会社のホームページにて告知した上で終了する事ができる。

### 第12条(個人情報について)

会社は、以下の利用目的で個人情報を取得し、それぞれの利用目的の範囲内およびご本人の同意の範囲内で利用させていただきます。

1. 会員の個人情報の利用目的
  - (1) 本件ポイントの発行、計算、利用等ポイントプログラムの円滑な運営(会員証発行含む)のため。
  - (2) 会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、会員による本件ポイント利用に関して必要な連絡等を行うため。
  - (3) 会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって本件ポイントに係る各種キャンペーンやイベントの案内、または販売する商品等の最新情報提供の為
  - (4) その他上記各目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため。
  - (5) 会員の皆様からのお問い合わせに対し適切に対応するため。
2. 会社は前項に定める目的(以下、「本件利用目的」といいます)で業務を委託する際は、利用登録者情報を適切に取り扱う委託先を選定し、委託先と利用登録者情報の取扱いに関する契約を締結します。

### 第13条(規約等の遵守)

会員は、本規約および施設等が定める利用規則等を遵守しなければなりません。

### 第14条(規約の改正)

1. 会社は、会員の事前承諾なく本規約の変更または追加及び利用料金、施設等やサービスの変更、追加及び廃止等内容の改訂ができます。
2. 前項の内容については、会社が自らが適当と判断する方法で会員にその旨を通知、または会社のホームページにて通知します。

ただし、法令等により会員の同意が必要な場合は、個別に同意を得て有効になるものとします。

### 第15条(協議事項)

本規約の解釈に疑義が生じた場合は、会社と会員の間で協議し解決するものとします。

### 第16条(管轄裁判所)

会員と会社の間で紛争が生じた場合、会社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

### 第17条(カードの再発行)

会員はカードの紛失・破損した場合、入会申込書の再提出と発行手数料として100円(税別)支払っていただきます。

### 第18条(施行)

本規約は平成30年6月20日より施行します。